

食品産業グローバル展開推進事業
(ロシアにおける事業可能性調査・実証事業) 実施要領

制定 令和3年6月3日第1号
独立行政法人日本貿易振興機構

第1 趣旨

「農林水産業の輸出力強化戦略」、「グローバル・フードバリューチェーン構築推進プラン」等に基づき、我が国の食品産業の海外展開を促進していく必要があるため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）は、海外農業・貿易投資環境調査分析事業実施要綱（平成30年3月30日付け制定29食産第5386号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、海外農業・貿易投資環境調査分析事業補助金交付要綱（平成30年3月30日付け制定29食産第5389号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び食品産業グローバル展開推進事業実施要領（令和3年3月30日付け制定食産第6795号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の助成を受け、食品産業グローバル展開推進事業（ロシアにおける事業可能性調査・実証事業（以下、ロシア調査・実証事業）という）を実施する。事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、実施要綱、交付要綱、実施要領及びこの要領に定めるところによる。

第2 事業実施者

第3の事業を実施する者（以下「事業実施者」という。）は、(1)に掲げる団体等であって、(2)の要件を全て満たすものとする。

(1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、独立行政法人、地方独立行政法人及び法人格を有しない団体でジェトロが特に必要と認める団体（以下、「特認団体」という。）

①特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- i. 主たる事務所の定めがあること。
- ii. 代表者の定めがあること。
- iii. 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- iv. 各年度ごとに事業計画及び収支予算等が総会において承認されていること。

②特認団体の申請をする団体は、別途ジェトロへ連絡すること。

(2) 要件

- ①事業を行う意思及び具体的計画並びに事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- ②事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- ③事業を実施することにより得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。また、事業成果にかかる情報をジェットロと共有できること。
- ④日本国内に所在し、事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- ⑤法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

第3 事業の内容

ジェットロは、第2の要件を満たす事業実施者が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

ロシア調査・実証事業

食関連企業（製造業、外食・中食業、流通業、小売業等）の海外展開の推進を図るため、ロシアとの関係における「8項目の協力プラン」の具体化に資する事業であつて、事業実施者の海外展開及び現地での操業拡大に有効な取組を支援する。

- (1) 協業・連携相手となる企業等の開拓のためのネットワーキング活動
- (2) 個々の企業努力では解決困難な課題解決のための専門家派遣・関係者招へい
- (3) 事業可能性調査・実証等

第4 補助対象経費

1 補助対象経費及び補助率

第3の事業の補助対象経費及び補助率は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、別表2に掲げる経費は、補助対象外とする。

2 留意事項

(1) 補助対象経費は、第3の事業を実施するために直接必要な経費であつて、第3の事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確

認することができるものとする。

(2) 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、補助の対象外とする。

(3) 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第5の1の(2)に係る食品産業グローバル展開推進事業実施計画に記載した場合のみ補助対象経費となる。

- ①委託先が決定している場合には、委託先
- ②委託する事業の内容及びそれに要する経費

第5 事業実施等の手続

1 事業の公募及び応募

(1) ジェトロは、第3の事業の実施に当たり、事業実施者を公募するごとに外部有識者等により構成される公募選考会を設置して審査を行い、事業実施者を採択するものとする。

(2) 事業実施者は、(1)の公募に応募する際は、様式第1号により食品産業グローバル展開推進事業実施計画及び補助金の交付申請書(以下「ロシア調査・実証事業実施計画等」という。)を作成し、ジェトロに提出するものとする。

(3) 事業実施者は、ロシア調査・実証事業実施計画等を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(4) ロシア調査・実証事業実施計画等においては、始期を「交付決定の日」、終期を令和4年2月28日以前の特定の日(以下「事業の完了日」という。)とする事業実施期間を定めることとする。ただし、ジェトロが特に必要と認める場合には、ジェトロが事業の完了日を別途定めることができる。

(5) 公募選考会は、事業実施者が第2の要件に合致する者であるか、事業内容がロシアとの関係における「8項目の協力プラン」の具体化に資する取組であるか、ロシア調査・実証実施計画等が適切であるか、成果目標が事業成果を適切に検証できるように十分考慮して設定されているか等についての審査を行うものとする。

① 審査の基準

ア 事業実施者の適格性について、次の項目について審査するものとする。

- i 本事業実施計画等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る 予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った事実の有無。
- ii 事業実施者が第2の要件に合致する者であるか
- iii 実施体制の適格性
- iv 知見、専門性、類似・関連事業の実績等

イ 事業内容及び実施方法について、次の項目について審査するものとする。

- i 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- ii 実施方法の効率性
- iii 経費配分の適正性

ウ 事業の効果について、次の項目について審査するものとする。

- i 期待される成果（輸出見込額）
- ii 費用対効果（成果目標額÷交付額のうち事業費で算出した値）
- iii 波及効果
- iv アウトプット
具体的な進出アクションに取り組む内容及び件数
- v アウトカム
具体的な進出アクションにつなげる内容及び件数

（6）審査結果の通知等

①ジェトロは、(4)の公募選考会での審査の結果（採択又は不採択）を当該ロシア調査・実証事業実施計画等を提出した事業実施者に対し通知するものとする。採択の通知（②の場合を除く）をする場合には、ロシア調査・実証事業実施計画の承認及び補助金の交付決定を併せて行い、その旨通知することができる。

②ジェトロは、採択の通知をする場合には、採択の条件を付すことができる。

③②の通知を受けた事業実施者は、通知を踏まえた内容のロシア調査・実証事業実施計画等を作成し、7日以内にジェトロに再提出することができる。ただし、7日以内に再提出しない場合、ジェトロは採択を取り消すことができる。

④ジェトロは、事業実施者から③によりロシア調査・実証事業実施計画等の再提出があり、その内容が②の採択の条件に適合していると認める場合には、当該ロシア調査・実証事業実施計画の承認及び補助金の交付決定を行い、その旨を通知するものとする。なお、再提出された実施計画において、②の採択の条件が満たされていないと認める場合、ジェトロは、別途期限を定めて、採択を取り消すことができる。

2 ロシア調査・実証事業実施計画等の取り下げ

事業実施者は、1（6）のロシア調査・実証事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の通知を受けた後、ロシア調査・実証事業実施計画等を取り下げようとするときは、通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面をジェットロに提出しなければならない。

3 ロシア調査・実証事業実施計画等の変更

事業実施者は、以下に該当するロシア調査・実証事業実施計画の変更を行う場合には、あらかじめ様式第1号によりロシア調査・実証事業実施計画の変更等承認申請書をジェットロに提出しその承認を受けるものとする。ジェットロは提出を受けて、計画変更等申請事業の費用対効果が採択時の効果を下回らないことや変更後の事業内容を確認の上、承認する。なお、ジェットロは申請のあった計画変更等承認申請書において修正等を命ずることもある。計画変更の申請は、変更後の活動実施日の概ね1ヵ月前までに様式第1号をジェットロに提出する（審査には2週間程度を要する）。

（1）事業の中止又は廃止

事業実施者は、事業又は活動の中止若しくは廃止に伴い計画変更がかなわない場合は、速やかにジェットロに連絡の上、ジェットロの指示に従う。

（2）申請事業の計画変更

①事業の目的の変更及び事業の追加

②成果目標の変更

③第3の（1）から（3）の経費の相互間におけるそれぞれの経費の30%を超える増減
なお、ジェットロの承認なく計画変更した場合は、補助金の対象外とする。

4 事業遂行状況の報告

事業実施者は、ロシア調査・実証事業実施計画の承認及び補助金の交付決定に係る年度の12月末現在において様式第4号により遂行状況報告書を作成し、翌月末までにジェットロに提出するものとする。

ただし、様式第3号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

5 事業遅延の届出

事業実施者は、事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類をジェットロに提出しなければならない。

6 概算払請求

事業実施者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、様式第3

号の概算払請求書をジェットロに提出するものとする。なお、概算払の請求は、ジェットロが指定する日以降とする。

7 事業実施結果等の報告

(1) 事業実施結果の報告

事業実施者は、事業の完了日から起算して1ヵ月を経過した日、又は令和4年3月11日のいずれか早い日までに、様式第1号により、事業実施結果に係る報告書を作成し、ジェットロに提出しなければならない。ただし、第5の1(4)ただし書きによりジェットロが別途事業の完了日を定めた場合には、ジェットロが別途、報告の提出期限を定める。

(2) 事業成果の報告

事業実施者は、事業終了年度の翌年度から3年間(第7で別途適切な期間を定めた場合には、当該期間)、毎年度、事業の成果について、様式第2号により、毎会計年度終了後5ヵ月以内にジェットロに報告するものとする。この際、設定した成果目標に対する事業成果について、目標達成率の背景としての要因分析を行い、報告書に記載するものとする。

(3) ジェットロは、成果目標が達成されない旨の報告を受けた場合には、成果目標の達成につながるよう指導・助言を行うものとする。

(4) 第5の1(3)のただし書きに基づきロシア調査・実証事業実施計画等を提出した事業実施者は、(1)の事業実施結果報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(5) 第5の1(3)のただし書きに基づきロシア調査・実証事業実施計画等の提出をした事業実施者は、(1)の規定により事業実施結果報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第5の8の(1)の規定により減額した事業実施者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかにジェットロに報告するとともに、ジェットロの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況又は理由について、当該年度の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式によりジェットロに報告しなければならない。

8 補助金の額の確定

(1) ジェットロは、7(1)の規定に基づく事業実施結果報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が

ロシア調査・実証事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知する。

(2) ジェトロは、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(3) (2) の規定に基づく補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じた年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第6 事業の着手

事業実施者は、原則として、補助金の交付決定後に事業に着手するものとする。ただし、事業実施者がロシア調査・実証事業を行うにあたって、本事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情があるとジェトロが認めた場合には、様式第6号の申請に基づき、ジェトロは、交付決定前の事業着手を認め、事業実施者に通知することとする。

第7 事業の成果目標

事業実施者は、事業の目的の達成に向けて、事業の成果を管理するため、様式第1号に適切かつ検証可能な指標とともに達成すべき目標値を設定する。この目標の達成が3年を超える場合には、別途適切な期間を設定する。

第8 ロシア調査・実証事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の取消し等

1 ジェトロは、第5の3(1)の事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第5の1(6)のロシア調査・実証事業実施計画の承認及び補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業実施者が、法令、この要領等又は法令若しくはこの要領等に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業実施者が、補助金をロシア調査・実証事業実施計画の承認及び補助金の交付決定のあった事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業実施者が、事業の実施に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合

(4) ロシア調査・実証事業実施計画の承認及び補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 ジェトロは、1の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 ジェトロは、1(1)から(3)までの規定に基づく取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、**年利 10.95 パーセント**の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2の規定に基づく補助金の返還及び3の規定に基づく加算金の納付については、第5の8(3)の規定を準用する。この場合において、同項中「(2)の規定に基づく補助金」とあるのは、「2の規定に基づく補助金の返還及び3の規定に基づく加算金の納付」と読み替えるものとする。

第9 補助金の経理

1 事業実施者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施者は、1の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、1の帳簿とともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第10 財産の管理等

1 事業実施者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。なお、事業実施者による取得財産等の処分については、適正化法等における補助事業者等に係る規定に準ずるものとする。

第11 特許権等の帰属

事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、事業実施者に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守る必要がある。

また、事業の一部を事業実施者から受託する団体にあっても同様に次の条件を守る必要がある。

(1) 事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なくジェトロに報告すること。

(2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。

(3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。

(4) 事業期間中及び事業終了後5年間において、事業実施者及び事業の一部を受託する団体は、事業の成果である特許権等について、国以外の事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前にジェトロと協議して承諾を得ること。

事業実施者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

第12 事業成果等について

事業実施者は、事業により得られた成果について、広く普及・啓発に努めること。また、事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがある。なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が事業によるものであること及び論文等の見解がジェトロの見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等についてはジェトロに提出すること。

第13 ジェトロによる事業成果等の評価に係る協力

事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、ジェトロによる評価を行う。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがある。

第14 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額をジェトロに納付させることがある。

第15 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

事業実施者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額にかかる国費相当額をジェットロに納付する。

第16 その他

- 1 事業の実施により相当な収益が発生した場合には、当該収益を補助事業に係る経費から差し引いて、次のとおり補助金額を計算するものとする。

補助金 = (補助対象経費 - ((補助事業の実施により発生した収入 - 当該収入を得るに要した費用 (補助事業に要した経費を除く)) - 補助事業に要した経費のうち補助対象外経費)) × 補助率

- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、ジェットロが別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年6月3日から施行する。

別表 1

事業の内容区分	補助対象経費	補助率
ロシアにおける事業可能性調査・実証事業 (1) 協業・連携相手となる企業等の 開拓のためのネットワーキング活動 (2) 個々の企業努力では解決困難な課題 解決のための専門家派遣・関係者招 へい (3) 事業可能性調査・実証等	①謝金 ②賃金 ③旅費（企業進出に係る関係者 等の招へいを含む。） ④需用費 ⑤委託費 ⑥賃借料及び使用料 ⑦実証に係る経費（試験販売経 費、進出先国のニーズに応じ た商品の改良費、プロモーシ ョン費、研修費）	定額

(1) 謝金

事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。単価については、事業実施者の規程や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、謝金単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

(2) 賃金

事業を実施するために必要となる業務（資料整理・収集、マーケティング実施に係る補助等）について、臨時に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。賃金の単価は、事業実施者の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、賃金単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

(3) 旅費

本事業を実施するために必要な交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とする。

単価については、事業実施者の旅費支払規程や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線及び宿泊パックを活用する等、経費の節減に努め、市場価格や複数の旅行会社等を比較検討した上で最も安価なチケット等を利用するものとする。

申請時に設定された単価が妥当であるか否かの審査に供するため、相見積もりかやむを得ない事情がある場合は理由書とともに、旅費単価の設定根拠となる資料を提出するものとする。

出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は対象経費としない。

なお、航空券を利用した場合には、精算時に各人ごとの旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳のわかるもの）、領収書及び搭乗証明（航空券の半券等の搭乗した証明を含む）を提出するものとする。

（４）需用費

事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、通信運搬費、翻訳費、通訳費、印刷費、資料作成費、弁護士相談料、文献・資料等購入費、車両借上費及び送金手数料等の雑費、とする。インターネット使用経費（セミナー等の計上内に設置する事務局用インターネット使用経費を除く。）、相手が不明な通話経費、会食・茶代は補助対象から除く。

なお、購入した文献・資料等については、購入した文献等の一覧表を作成し、ジェトロに提出するものとする。

（５）委託費

事業を実施するに当たり、特殊な知識等を必要とする場合において、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費であり、委託先を選択するときは、原則として競争に付すものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はジェトロに理由書を提出するものとする。

（６）賃借料及び使用料

連絡会議等に係る会場賃借料のほか、備品の使用料等とする。（事業実施者が所有する会議室を使用する場合は、会場使用料を支払うことはできない。）

（７）実証に係る経費

実施要領第３の１の（３）を実施するに当たり、進出先国のニーズに応じた商品の改良、試験的生産や販売、プロモーション、研修等に必要経費とする。

別表 2

事業の内容区分	補助対象外となる経費
<p>ロシアにおける事業可能性調査・実証事業</p> <p>(1) 協業・連携相手となる企業等の開拓のためのネットワーキング活動</p> <p>(2) 個々の企業努力では解決困難な課題解決のための専門家派遣・関係者招へい</p> <p>(3) 事業可能性調査・実証等</p>	<p>① 飲食費</p> <p>② 設備（機械・装置）等の購入、開発・改良、据付等に要する経費</p> <p>③ 1 件（個）当たりの購入価格が 5 万円以上の物品の取得に要する経費。また、1 件（個）当たりの購入価格が 5 万円未満のものであるが、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの（家電、パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費</p> <p>④ 事業実施者の他の事業と区分できない経費</p> <p>⑤ 商標権等無形固定資産の取得又は登録に関する経費</p> <p>⑥ 日本国内の移動に係るタクシー経費（公共交通機関の状況等に照らし、やむを得ない場合を除く。）</p> <p>⑦ 事業実施者の人件費</p> <p>⑧ 本事業の業務（資料の整理・収集、マーケティング実施に係る補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」）</p> <p>⑨ 補助金の交付決定があった年度より前に発生した経費</p> <p>⑩ その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費</p>

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。